

証券コード 6550
2023年6月13日

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株 主 各 位

東京都渋谷区神宮前5丁目52番2号
Unipos株式会社
代表取締役社長CEO 田 中 弦

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.unipos.co.jp/ir/meeting/>



（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニュー内の事業年度から「2023年3月期」を選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「Unipos」又は「コード」に当社証券コード「6550」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご参照のうえ、2023年6月27日（火曜日）午後6時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月28日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都渋谷区神宮前 5-53-67
東京ウィメンズプラザ ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第11期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
議 案 定款一部変更の件（場所の定めのない株主総会の開催に関する事項）

本年の定時株主総会は会場での開催と同時にインターネットを通じて株主総会を配信する「ハイブリッド型バーチャル株主総会（参加型）」として開催いたします。ご視聴の方法につきましては、6ページ【株主総会当日のライブ配信について】をご覧ください。

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いておりません。

●計算書類

「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、計算書類は会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

議決権行使のご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2023年6月28日(水曜日) 午前10時(受付開始：午前9時30分)

書面(郵送)で議決権を行使される場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2023年6月27日(火曜日) 午後6時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2023年6月27日(火曜日) 午後6時30分入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金等)は株主様のご負担となります。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※ 書面(郵送)とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

※ 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスし、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>



バーコード読取機能付のスマートフォンを利用して右上の2次元バーコード（QRコード）を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちのスマートフォンの取扱説明書をご確認ください。

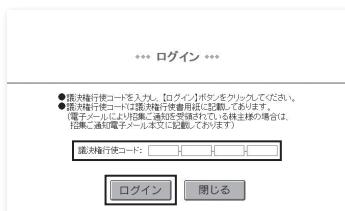
議決権行使期限：2023年6月27日（火曜日）午後6時30分入力完了分まで

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



・「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



・「議決権行使コード」を入力
・「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



・「パスワード」を入力
・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
・「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
フリーダイヤル 0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

第11回定時株主総会ライブ配信及び事前質問受付のご案内

当社第11回定時株主総会は、本年6月28日（水）開催予定でございますが、ご自宅等でこの株主総会の様子をご覧いただけますようインターネットによるライブ配信を実施いたします。また、インターネットにより事前期間でのご質問をお受けいたしますので、以下のとおりご案内申し上げます。

株主様専用ポータルサイトにおいて、パソコン、スマートフォン、タブレット等から、以下の操作をお願いいたします。

【インターネットによる事前質問受付について】

第11回定時株主総会における報告事項及び決議事項に関しまして、株主の皆様から事前にご質問をお受けいたします。

1. 受付期間

2023年6月14日（水）午前0時から6月27日（火）午後6時30分まで

2. ご質問方法

接続先

https://web.sharely.app/e/unipos-11/pre_question



上記のURLを入力いただくか、右の二次元バーコード（QRコード）を読み込み、事前質問受付ページにアクセスしてください。接続されましたら議決権行使書に記載されている「株主様の株主番号」「株主様の郵便番号」及び「ご所有株式数」を、画面表示にしたがって入力しログインしてください。

事前質問受付ページにアクセスしましたら、「議案を選択」ボタンをクリックし、対象となる議題を選択の上、質問内容欄にご質問を150文字以内で入力し、画面右下の「送信する」ボタンをクリックしてください。

3. お願い・ご留意事項

- ・ご質問は、株主様ご本人に限らせていただきます。
- ・内容はできるだけ要点を簡潔にご記入くださいますようお願いいたします（150文字以内）。
- ・株主の皆様のご関心が高いと思われるご質問につきましては、株主総会において回答させていただく予定です。全てのご質問にご回答することをお約束するものではなく、個別のご回答はいたしかねますので、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

【株主総会当日のライブ配信について】

1. 配信日時

2023年6月28日（水）午前10時から株主総会終了時まで

2. 視聴方法

接続先

<https://web.sharely.app/login/unipos-11>



※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

上記のURLを入力いただくか、右の二次元バーコード（QRコード）を読み込み、ライブ配信ページにアクセスしてください。接続されましたら議決権行使書に記載されている「株主様の株主番号」「株主様の郵便番号」及び「ご所有株式数」を、画面表示にしたがって入力しログインしてください。

3. お願い・ご留意事項

- ・本ライブ配信視聴は、会社法で定める総会出席に該当いたしません。議決権につきましては、議決権行使書またはインターネットにより事前にご行使くださいますようお願いいたします。（行使方法は、招集ご通知をご参照ください。）
- ・当日は、ご出席株主様のプライバシー保護に十分配慮し、議長席及び役員席を中心にライブ配信させていただきます。
- ・「株主番号」「郵便番号」「ご所有株式数」の第三者への提供は固くお断りいたします。
- ・音声及び映像データの公開を目的とした、音声・動画の録音・録画はご遠慮ください。
- ・ご使用のパソコン環境（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）によっては、映像や音声に不具合が生じることやご視聴いただけない場合がございます。
- ・ご視聴いただくための通信料金等は、株主様のご負担となります。

<ライブ配信の視聴方法、視聴不具合等に関するお問合せ先>

コインチェック株式会社

電話：03-6416-5286

(受付日時：2023年6月28日（水）午前9時00分から株主総会終了時まで)

以 上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社は、『「最高の集団を自らつくる」時代をつくる』というパーパスのもと、「感情報酬を社会基盤に」というミッションを掲げ、人事クラウドソフトウェアUniposを提供しています。Uniposは、組織内で良い行動を表出化・増幅させることで、風土変革の基盤をつくることのできるサービスです。

事業環境としましては、日本政府が掲げる「新しい資本主義」のグランドデザインの中に人的資本への投資が明記され、その具体実行内容の一つに、上場企業において人的資本等の非財務情報の開示が2023年から義務化されることとなりました。このような社会的要請を受け、当社が掲げている組織の風土改革に関する投資が顧客から注目を浴び始めております。当社は、組織の風土改革に必要な心理的安全性を高めることのできるサービスとして上場企業をはじめとする従業員の数が多い企業の人的資本投資に対する予算配分の高まりを見込み、従業員数500人以上の大企業をターゲットに経営資源を集中的に投下してまいりました。

2023年3月期において、広告事業からSaaS企業への構造改革を進めた当社は、Unipos事業専門のSaaS企業として再出発いたしました。広告事業の終了により売上の減少、多額の純損失が発生いたしましたが、構造改革とコストダウンを行うことで赤字幅の圧縮を実現することができました。

当期より単体事業となったUnipos事業において、当事業年度の売上高は前年比で37.8%増と高い成長率を継続しております。中でも、ストック売上高（継続課金対象となる月額料金）の売上高比率は90%を超えており、安定的な収益を実現できております。かかる売上成長の背景としては、新規で利用を開始した顧客による売上増加分に加え、既に利用開始済みながら一部のご利用に留まっていた顧客内でも利用拡大が進んだこと、さらには大企業を中心に全社一括導入を前提とした数千名規模での導入顧客が増加するなどをして、ストック売上高を順調に積み上げることができていることが理由です。

コスト面においてはオフィスの移転・縮小により地代家賃の削減ほか家賃関連の大幅な費用削減により前期比224百万円減、前期末に実施した固定資産の減損によって当期における減価償却費の発生が極めて僅少となり前期比136百万円減、事業規模を踏まえた組織体制の見直しにより人件費関連の費用が前期比223百万円減など、当社の財務健全化に向けて実施した各種コスト削減施策を進めております。さらには効果的・効率的なマーケティング施策の取捨選択により、マーケティングコストを前期比177百万円削減しつつ売上を増加させております。

ストック売上高が約90%という安定的な収益構造をベースに、高い成長をさらに加速させるべく引き続き投資効果の高いマーケティング施策の実施と人件費も含めた固定費の削減によって、業績向上に伴い、コスト構造もより改善に向かうと見込んでおり、早期の決算黒字化へ繋がっていくものと考えております。

その結果、当事業年度の売上高は803百万円（前期比44.7%減）、営業損失は983百万円（前期は営業損失1,205百万円）、経常損失は977百万円（前期は経常損失1,203百万円）、当期純損失は913百万円（前期は当期純損失2,515百万円）となりました。なお、当社はインターネット関連事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

- ② 設備投資の状況
 当事業年度中において実施いたしました、当社の設備投資の総額は3百万円で、その主なものは事業用のPCの購入によるものであります。
- ③ 資金調達の状況
 当社は、当事業年度中に、運転資金として、金融機関より長期借入金として200百万円の調達を実施いたしました。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
 当事業年度中には、該当する重要な事項はございません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

当社の財産及び損益の状況

区 分	第 8 期 (2020年3月期)	第 9 期 (2021年3月期)	第 10 期 (2022年3月期)	第 11 期 (当事業年度) (2023年3月期)
売 上 高 (千円)	1,842,148	1,439,197	1,453,751	803,889
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	29,136	△645,070	△1,203,191	△976,715
当 期 純 損 失 (△) (千円)	△1,123,717	△651,853	△2,515,768	△913,257
1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△) (円)	△114.17	△62.45	△196.22	△70.48
総 資 産 (千円)	3,359,758	2,890,444	2,872,426	1,835,270
純 資 産 (千円)	363,042	336,876	1,930,146	999,396
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	34.23	24.82	△146.09	△215.99

(3) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

(経営方針)

当社は、『「最高の集団を自らつくる」時代をつくる』というパーパスのもと、「感情報酬を社会基盤に」というミッションを掲げ、人事クラウドソフトウェアUniposを提供しています。Uniposは、組織内で良い行動を表出化・増幅させることで、風土変革の基盤をつくることのできるサービスです。

当社は組織の風土改革に必要な心理的安全性を高めることのできるサービスとして上場企業をはじめとする従業員の数が多い企業の人的資本投資に対する予算配分の高まりを見込み、従業員数500人以上の大企業をターゲットに経営資源を集中的に投下します。

(中期目標)

ストック売上高が約90%という安定的な収益構造をベースに、高い成長をさらに加速させるべく引き続き投資効果の高いマーケティング施策の実施と人件費も含めた固定費の逓減によって、業績向上に伴い、コスト構造もより改善し、早期の決算黒字化を目指します。

(優先的に対処すべき課題)

パーパス・ミッション、中期目標の実現に向け当社が認識する対処すべき課題については以下の通りです。

1.Unipos事業の成長と生産性改善の両立

大企業をターゲットに据え、マーケティングコストの最適化と営業生産性を高めることで、顧客課題を解決する価値を高めます。同時に全社員導入を前提とした新規顧客獲得、既存顧客拡大を行う事で1契約あたりの売上高の向上を目指します。本方針を実現するために、大企業での風土変革や組織マネジメントで活用できる機能の拡充を行います。またソフトウェア以外のサービスの拡充を図ることにより、大企業の開拓と利用定着を実現し、解約率の低減を実現します。その結果、コストマネジメントを行いながら生産性を向上し事業成長と生産性改善の両立を実現します。

2.財務基盤の強化

事業成長に対して必要な投資を行う一方、全社的にコストマネジメントを行います。採用抑制・マーケティング費用を削減し、各調達手段を検討しながら財務基盤を強化します。

3.人的資本への投資

現時点で持つ人的資本への投資を行い生産性を向上させます。具体的には外部講師による研修や、スキル教育、ChatGPT等AIを活用した各種業務改革を行います。また、人的資本に関する現状につき、開示を積極的に行います。これにより、パーパス・ミッションに共感した優秀な人材の人的資本を強化し、組織能力を向上させます。

4.経営基盤の強化

事業成長と生産性を両立するためには、権限と責任を明確化した経営が重要であると認識しております。最適な組織体制により、経営の効率化・迅速化を図ってまいります。また、内部統制の整備・向上が必要不可欠と考えております。コーポレートガバナンスにも積極的に取り組むことで、強固な経営基盤の構築を進めます。

5.技術力の強化と情報セキュリティ体制の継続的な強化

当社はSaaS事業者として、技術開発力が競争力の源泉であるととらえています。先端技術の把握や顧客価値に繋げるため、技術力を磨いてまいります。同時に、顧客内のコミュニケーションのデータを取り扱う事業者として、現在においてもセキュリティポリシーを策定し、運用を行っておりますが、事業成長・環境変化に合わせ継続的に運用の見直しを行います。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社は「Unipos事業」の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。

構成する主要サービスの概要及び売上高は「1. 会社の現況 (1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(6) 主要な拠点 (2023年3月31日現在)

本社：東京都渋谷区

(7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
123 (33) 名	27名減 (6名増)	31.7歳	3.9年

(注) 1. 使用人数は正社員数であり、契約社員、アルバイト及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 当社は「Unipos事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	714,240千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数
- | | |
|--------|-------------|
| 普通株式 | 47,000,000株 |
| A種優先株式 | 3,800株 |
- ② 発行済株式の総数
- | | |
|------|-------------|
| 普通株式 | 12,996,600株 |
|------|-------------|
- (自己株式12,176株を含む)
- | | |
|--------|--------|
| A種優先株式 | 3,800株 |
|--------|--------|
- ③ 株主数
- | | |
|--------|--------|
| 普通株式 | 4,043名 |
| A種優先株式 | 2名 |

(注) 1. 普通株式に係る発行済株式の総数は、ストック・オプションの権利行使により29,200株増加しております。

④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
田中 弦	普通株式 4,549,400株	35.03%
中村 崇 則	普通株式 570,000	4.39
株式会社 CARTA HOLDINGS	普通株式 554,000	4.27
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	普通株式 371,400	2.86
S a n s a n 株式会社	普通株式 366,200 A種優先株式 1,900	2.83
松 島 稔	普通株式 235,600	1.81
日本証券金融株式会社	普通株式 219,200	1.69
G M O クリック証券株式会社	普通株式 209,800	1.62
株式会社 S B I 証券	普通株式 200,678	1.55
電通デジタル投資事業有限責任組合	普通株式 198,400	1.53

(注) 1. 大株主の持株比率は自己株式 (12,176株) を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第3回新株予約権
発行決議日		2016年9月2日
新株予約権の払込金額		金銭を払い込むことを要しない。
使用人等への交付状況	当社監査役	新株予約権の数：2,000個 目的となる株式数： 普通株式8,000株 交付者数：2名 (注)
新株予約権の行使に際して出資される財産の額		新株予約権1個当たり2,016円 (1株当たり504円)
権利行使期間		2018年9月4日から 2026年9月2日まで
行使の条件		(別記1)

(別記1)

行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使できるものとします。ただし、当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。
- (2) 新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとします。
- (3) その他の条件は「新株予約権割当契約書」において定めるところによります。

(注) 2018年7月1日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。第3回新株予約権の目的となる株式の数は、当該株式分割により調整されております。

② 当事業年度中に当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第7回新株予約権
発行決議日		2022年4月20日
新株予約権の払込金額		金銭を払い込むことを要しない。
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数：1,897個 目的となる株式数： 普通株式189,700株 交付者数：97名
新株予約権の行使に際して出資される財産の額		新株予約権1個当たり13,800円（1株当たり138円）
権利行使期間		2024年5月7日から 2032年5月6日まで
行使の条件		(別記1)

(別記1)

行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役若しくは従業員のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (3) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について、会社が本新株予約権を取得することができる事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、会社が特に行使を認めた場合は、この限りでない。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	田 中 弦	
代表取締役	松 島 稔	
取締役	菅 原 敬	株式会社アイスタイル 取締役副会長
取締役	高 橋 理 人	アディッシュ株式会社 社外取締役
取締役	富 岡 圭	Sansan株式会社 取締役
取締役	橋 本 宗 之	Sansan株式会社 取締役
常勤監査役	小 椋 明 子	
監 査 役	山 田 啓 之	Axella総合会計事務所 税理士
監 査 役	鷲 野 泰 宏	丸の内総合法律事務所 パートナー

- (注) 1. 取締役菅原敬氏、高橋理人氏、富岡圭氏及び橋本宗之氏は、社外取締役であります。
 2. 常勤監査役小椋明子氏、監査役山田啓之氏及び鷲野泰宏氏は、社外監査役であります。
 3. 常勤監査役小椋明子氏及び監査役山田啓之氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 ・常勤監査役小椋明子氏は、公認会計士の資格を有しております。
 ・監査役山田啓之氏は、税理士の資格を有しております。
 4. 当社は、社外取締役菅原敬氏、高橋理人氏及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 2022年6月29日開催の第10回定時株主総会の時をもって、河本茂行氏は監査役を辞任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役・監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された賠償請求（株主代表訴訟を含む）等に起因して被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金及び和解金）が補償されることとなります。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の背信行為もしくは犯罪行為又は故意による法令違反の場合や、保険開始日前に既に発生している損害賠償請求等は保険の対象としないこととしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

当社の役員報酬等は、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定し固定報酬を月例で支給しております。

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会により委任された代表取締役の田中弦であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定する権限を有しております。監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。代表取締役に委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当職務、貢献度等を総合的に勘案して評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

取締役会において、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを審議の上確認しています。よって、取締役会は、当該個人別の報酬等は当該決定方針に沿うものであると判断しています。

なお、当社の役員が当事業年度に受けている報酬等は、固定報酬のみであります。

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	62,343 (10,600)	62,343 (10,600)	— (—)	— (—)	4名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	13,300 (13,300)	13,300 (13,300)	— (—)	— (—)	4名 (4名)
合計 (うち社外役員)	75,643 (23,900)	75,643 (23,900)	— (—)	— (—)	8名 (6名)

- (注) 1. 上表には、2022年6月29日開催の第10回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、2016年6月15日開催の第4回定時株主総会において年額200,000千円以内と決議されております。当該総会終結時点における取締役の員数は6名(うち社外取締役4名)であります。
3. 監査役の報酬限度額は、2017年6月28日開催の第5回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議されております。当該総会終結時点における監査役の員数は3名であります。
4. 取締役の員数は、無報酬の社外取締役2名を除いております。

⑤ 社外役員に関する事項

a. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役菅原敬氏は、株式会社アイスタイルの取締役副会長であります。当社と兼職先との間には、当社の提供するサービス利用等の取引関係があります。
- ・取締役高橋理人氏は、アディッシュ株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役富岡圭氏は、Sansan株式会社の取締役であります。当社と兼職先との間で業務提携を行っております。
- ・取締役橋本宗之氏は、Sansan株式会社の取締役であります。当社と兼職先との間で業務提携を行っております。
- ・監査役山田啓之氏は、Axella総合会計事務所の税理士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役鷲野泰宏氏は、丸の内総合法律事務所のパートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

b. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役期待される役割 に関して行った職務の概要
取締役 菅 原 敬	当事業年度に開催された取締役会16回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会において、経営に関する専門的な知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、適宜発言を行っております。企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。
取締役 高 橋 理 人	当事業年度に開催された取締役会16回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、経営に関する専門的な知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、適宜発言を行っております。企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。
取締役 富 岡 圭	当事業年度に開催された取締役会16回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、SaaS領域に関する専門的な知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、適宜発言を行っております。企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。
取締役 橋 本 宗 之	当事業年度に開催された取締役会16回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、M&Aや資金調達、投資業務に関する専門的な知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、適宜発言を行っております。企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。

	出席状況及び発言状況
監査役 小 椋 明 子	当事業年度に開催された取締役会16回のすべてに、また、監査役会17回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 山 田 啓 之	当事業年度に開催された取締役会16回のすべてに、また、監査役会17回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 鷺 野 泰 宏	2022年6月29日に就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のすべてに、また、監査役会12回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(注) 上表の取締役会の開催回数その他、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 永和監査法人

(注) 当社の会計監査人でありましたEY新日本有限責任監査法人は、2022年6月29日開催の第10回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,770千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,770千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 上記報酬等の額以外に前任会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人に対して引継ぎ業務等に係る報酬1,000千円を支払っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 取締役会は、「取締役会規程」の定めに従い法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役からの業務執行状況に関する報告を受け、取締役の業務執行を監督します。
 - b. 取締役会は、「取締役会規程」「業務分掌規程」等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役、使用人は法令、定款及び定められた規程に従い、業務を執行します。
 - c. 取締役会は、実効性のある内部統制システムの構築と法令遵守の体制確立に努め、コンプライアンスに関する規程の制定及びコンプライアンス体制に関する社内組織の設置、変更等について決定します。
 - d. 取締役会の監督機能を強化するため、業務を執行しない社外取締役を選任します。
 - e. 取締役の業務執行が法令、定款及び定められた規程に違反することなく適正に行われていることを確認するために、監査役会による監査を実施します。
 - f. 経営管理部は内部監査を計画し、各事業グループの業務を監査し、代表取締役及び取締役会に報告します。経営管理部が監査対象の場合は、経営管理部以外の部門が客観的に内部監査業務を行うこととします。
 - g. 取締役、使用人は法令違反行為、倫理上問題のある行為、規程違反等コンプライアンス上問題のある行為を発見した場合には、「内部通報規程」に基づき速やかに報告することとします。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a. 取締役の職務の執行に係る情報は、社内規程の定めその他、法令・定款に従い適切に保管・管理する体制を構築しております。
 - b. 保管・管理されている情報は、取締役及び監査役から要請があった場合は適時閲覧可能な状態を維持しております。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する体制は、社内外の情報が集まるリスク・コンプライアンス委員会において、リスクの認識・評価・予防策・対応策の検討及び実施を行っております。また、必要に応じて各部門の担当者を取締役会に出席させ、リスクの識別と評価に関して報告が実施されております。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則毎月1回の定時取締役会の開催の他、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、業務執行に関わる意思決定を行っております。
- b. 業務執行に関しては、社内規程により権限と責任を定めており、必要に応じて随時見直しを行っております。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会又は監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役を補助する使用人として、必要な人員を配置します。

⑥ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- a. 監査役を補助する使用人の独立性を確保するために、監査役を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の同意を得るものとします。
- b. 監査役の業務を補助すべき使用人に対する指揮権は、監査役が指定する補助すべき期間中は、監査役に移譲されるものとし、代表取締役の指揮命令は受けないものとしております。
- c. 前項の内容を当社の役員及び使用人に周知徹底しております。

- ⑦ 取締役及び使用人、業務を執行する社員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
- 監査役は、取締役会に出席して重要事項等の報告を受けております。
 - 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは直ちに監査役に報告するものとします。
- ⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査役に報告したことを理由として、当該報告を行った役員及び使用人に対しいかなる不利益な取り扱いを行ってはならないものとしております。
 - 前項の内容を当社の役員及び使用人に周知徹底しております。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役は、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用し、費用を支出する権限を有します。
 - 監査役がその職務の執行について費用の支出の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに支出するものとします。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 代表取締役は、監査役と可能な限り会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換ほか、意思疎通を図るものとします。
 - 監査役は定期的に会計監査人、内部監査部門と協議の場を設け、実効的な監査を行うための情報交換を行うものとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役会については、定時取締役会を12回、臨時取締役会を4回開催し、法令及び定款その他の各種規程に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行いました。
- ② 当社は内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査役に報告いたしました。
- ③ 当社は役員及び使用人に対し、インサイダー取引防止及びコンプライアンス研修を実施し、法令遵守意識の定着に努めております。
- ④ 監査役は、取締役会及び経営の重要な会議に出席しております。また、定期的に代表取締役との間で意見交換を行っております。
- ⑤ 監査役は、会計監査人及び内部監査部門と監査における状況又は課題について定期的に意見交換を行っております。

4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,549,572	流動負債	206,569
現金及び預金	1,320,634	買掛金	1
売掛金	147,417	1年内返済予定の長期借入金	84,936
前払費用	57,732	未払金	71,837
その他	24,224	未払法人税等	530
貸倒引当金	△436	預り金	7,278
		その他	41,986
固定資産	285,697	固定負債	629,304
有形固定資産	0	長期借入金	629,304
建物	0	負債合計	835,873
工具、器具及び備品	0	(純資産の部)	
投資その他の資産	285,697	株主資本	995,390
敷金及び保証金	268,183	資本金	50,730
役員に対する長期貸付金	6,866	資本剰余金	1,858,060
長期貸付金	10,647	資本準備金	45,730
資産合計	1,835,270	その他資本剰余金	1,812,330
		利益剰余金	△913,257
		その他利益剰余金	△913,257
		繰越利益剰余金	△913,257
		自己株式	△142
		新株予約権	4,005
		純資産合計	999,396
		負債純資産合計	1,835,270

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	803,889
売上原価	309,703
売上総利益	494,185
販売費及び一般管理費	1,477,244
営業損	△983,059
営業外収益	
受取利息	89
資産除去債務戻入益	5,350
その他	9,137
合計	14,577
営業外費用	
支払利息	5,070
その他	3,163
合計	8,233
経常損	△976,715
特別利益	
自己新株予約権消却益	22,958
移転補償金	44,989
合計	67,948
特別損失	
減損損失	3,956
合計	3,956
税引前当期純損	△912,724
法人税、住民税及び事業税	533
当期純損	533
当期純損	△913,257

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	2,871,175	2,866,175	84,389	2,950,564	△3,914,409	△3,914,409	△142	1,907,188	22,958	1,930,146
当期変動額										
新株の発行	730	730	-	730	-	-	-	1,460	-	1,460
欠損填補	-	-	△3,914,409	△3,914,409	3,914,409	3,914,409	-	-	-	-
減資	△2,821,175	△2,821,175	5,642,350	2,821,175	-	-	-	-	-	-
当期純損失(△)	-	-	-	-	△913,257	△913,257	-	△913,257	-	△913,257
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	△18,952	△18,952
当期変動額合計	△2,820,445	△2,820,445	1,727,941	△1,092,504	3,001,151	3,001,151	-	△911,797	△18,952	△930,750
当期末残高	50,730	45,730	1,812,330	1,858,060	△913,257	△913,257	△142	995,390	4,005	999,396

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月24日

Unipos株式会社

取締役会 御中

永和監査法人
東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 津 村 玲
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 佐 藤 弘 章
業 務 執 行 社 員

監査人の結論

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Unipos株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2022年3月31日をもって終了した前事業年度の計算書類等は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該計算書類等に対して2022年5月26日付で無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人永和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月24日

Unipos株式会社	監査役会
常勤社外監査役 小 椋	明 子 ㊟
社外監査役 山 田	啓 之 ㊟
社外監査役 鷲 野	泰 宏 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案 定款一部変更の件（場所の定めのない株主総会の開催に関する事項）

1. 提案の理由

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）の施行に伴い、上場会社は、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けた場合、定款に定めることにより、場所の定めのない株主総会（いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」）を開催することができるようになりました。これにより、今後各種の感染症や天災地変の発生等、株主の皆様を取り巻く様々な環境変化を考慮のうえ、株主の皆さまの利益の確保に照らして最良な手段として完全オンライン株主総会を開催し、これに対し株主の皆様はインターネット等の手段を用いて株主総会へ出席いただくことが可能となります。このように、確実に株主総会を開催し、事業を継続するため、バーチャルオンリー株主総会を選択可能にしておくことが企業のリスクマネジメントの観点から重要であると考えています。

また、当社はこれまで法令遵守の観点で物理的な株主総会の開始を余儀なくされてきましたが、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」を有意義に活用した定款変更を行うことにより、株主総会のご出席を諸事情により見送られてきた株主さま等に対しても安心して出席いただける環境を整え、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながるよう、場所の定めのない株主総会を開催できるように所要の変更を行うものであります（変更案第12条）。

なお、当社は、2022年5月12日をもってこの変更（変更案第12条）に必要な産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第66条第1項に基づく経済産業大臣および法務大臣の確認を受けております。

2. 変更の内容

定款変更案は以下のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第12条(招 集) 当社の定時株主総会は、事業年度末日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 (新設)	第12条(招 集) 1. <u>当社の定時株主総会は、事業年度末日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u> 2. <u>当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>

以 上

